

令和2年度

和歌山市立砂山小学校
校長 小杉 栄樹

警報発表時の登校・給食の措置について

(特別警報を含む)

気象に関する警報及び地震情報が出された時の取り扱いについては、下記のとおりです。お知らせいたします。

記

1. 暴風警報・大雨警報または津波警報が発表されている時

●和歌山市に、警報が発表されている時には、自宅待機させてください。ご家庭で災害に備えた対応をお願いします。

2. 震度5弱以上の地震が発生した時

●危険が予測される場合は、臨時休業になりますから自宅待機させてください。

3. 授業について

(1) 午前7時30分までに解除された場合

午前8時20分から午前中普通授業を行います。

(午前中の時間割を用意する。給食はありません。)

(2) 午前7時30分から午前9時までの間に解除された場合

警報解除後、1時間遅らせて午前中授業を行います。

(午前中の時間割を用意する。給食はありません。)

●警報が解除された場合でも、地域によって危険が予想される場合には、自宅で待機させてください。その時は担任まで、その旨をご連絡ください。

(3) 午前9時以降に解除された場合

その日は臨時休業となります。

4. 給食について

●午前6時の時点で、暴風警報または大雨警報が発表されているときは、米飯、パン、牛乳の製造が中止になります。そのため、前述3の(1)、(2)の場合、授業は午前中で終わり、給食はありません。

5. 児童が学校にいるときに、暴風警報・大雨警報が発表されたり、地震が発生したりした場合

●下校は、状況を判断し、児童の安全確保を最優先して判断します。

(1) 学校に待機し、帰宅方法について保護者に連絡します。

※但し、保護者が、直接迎えに来ていただければ、その時点で保護者と一緒に児童を下校させます。

6. 備考

(1) 前日に、台風の上陸が予想される場合

●前日の夕刻の時点で、翌日の給食を中止することもあります。その場合、翌日台風がそれなりして警報が解除されても、給食はありませんので、授業は午前中で終わります。

このお知らせは、ご家庭の見やすい場所に貼っておいてください。